十二	宇和島信用金庫	愛媛県宇和島市本町追手二丁目八番二十一号
十三	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川二百七番一
十四	相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町六十九番地
十五	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目六番八号
十六	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目十二番二号
十七	中央信用組合	大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
十八	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲二千百三十七番地一

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和七年七月一日から同年十二月三十一日までとする。

○国土交通省告示第四百七十六号

西武鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案（事案番号令七第四〇〇一号）については、令和七年六月十日付け国運審第七号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和七年六月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第四百七十七号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により公示する。

令和七年六月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日	令和七年六月六日
二　登録番号	（一）第三十一号
三　登録実務講習実施機関の氏名又は名称	オンライン宅建学校
四　住所	福岡県福岡市南区長丘一丁目十番二十号
五　登録実務講習事務を行う事務所の名称	オンライン宅建学校
六　登録実務講習事務を行う事務所の所在地	福岡県福岡市南区長丘一丁目十番二十号
七　登録実務講習事務の開始年月日	令和七年十二月二日

○防衛省告示第百五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時	令和七年六月三十日（予備、同年七月一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区域	野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
	(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
	(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
	(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
	(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
	(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
	(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
	(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
	(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
	(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒
実施艦その他	自衛艦十隻
	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
	二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
	三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○沖縄総合事務局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十五日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

(一)　道路の種類	一般国道
(二)　路線名	五十八号
(三)　道路の区域	

区間	変更前	敷地の幅員	延長
那覇市港町一丁目二番八から同市若狭一丁目二六番五地先まで	後別	一九・七〇～二一九・四〇メートル	二六・七五～二一九・四〇キロメートル
	後	二〇・二〇五～二〇〇・二〇〇	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十五日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

(一)　道路の種類	一般国道
(二)　路線名	三百三十一号
(三)　道路の区域	

区間	変更前	敷地の幅員	延長
豊見城市字与根西原五〇番七一から同市字与根西原五〇番五〇まで	後別	前　四八・九一～五〇・二六メートル	四八・九一～一二二・〇八キロメートル
	後	四八・九一～一二二・〇八	一二九・一二九

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○防衛省告示第百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時	令和七年六月三十日（予備、同年七月一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで
区域	八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦その他	自衛艦十隻
	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
	二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
	三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。